

令和2年3月4日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護予防支援事業所 管理者 様

広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
事業者指導・指定担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援の取扱方針について（通知）

平素から本市の介護保険行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、国内各地で感染者が確認されているところですが、現時点の業務については、サービス担当者会議を含め、これまでのとおり取り扱っていただきますようお願いいたします。

ただし、モニタリングは、次のとおりの取り扱いとします。

1 モニタリング

次のいずれかに該当する場合は、「特段の事情」とし、利用者、家族等に対し電話等で聞き取りとともに、把握した利用者等の状況を「居宅介護支援経過」に適切に記録するようお願いいたします。

- ・利用者が発熱（37.5℃以上）している場合。
- ・利用者が新型コロナウイルスの感染を恐れて居宅の訪問を拒否する場合。

2 サービス担当者会議

これまでのとおりサービス担当者会議の開催をお願いします。

なお、介護保険最新情報 VOL. 773「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）」問9について、厚生労働省に問い合わせたところ、「これまでの取り扱いに特段の変更はなく再確認として掲載した。」とのことでした。

3 取扱期間等

令和2年3月末までとします。

今後、広島県内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合や令和2年4月以降の取扱いについては、改めて本市ホームページに掲載しますので留意してください。

※ 本通知は、本市ホームページに掲載しています。

トップページの「ページ番号をさがす」に「0000136820」を入力してください。

(担当)

事業者指導係

電話 (082) 504-2183

FAX (082) 504-2136